

生活衛生関係営業の振興に関する検討会開催要綱(改定案)

1 目的

昨今の厳しい経済情勢や国民生活の変化の中で、今後、生活衛生関係営業をいかに振興し衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与していくかが課題となっている。

こうしたなか、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び6月に行われた行政事業レビュー公開プロセス、11月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける指摘を踏まえ、生活衛生関係補助金については、生衛法の趣旨を踏まえた政策目的の達成状況が検証可能な効果的なものとするための方策や重点化すべき事業の在り方、全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターが今後果たすべき役割等を、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については営業者の方や関係業界の意見の十分な聴き取りと、実態の把握、制度の在り方を含めた検討を進め、平成22年12月に「生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書」がとりまとめられた。

今後、第1次報告書の内容に沿って生活衛生関係営業の振興方策について総合的に検討するため、有識者等関係者の参加を求めて「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2 検討会の構成員

- (1) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3 検討事項

- (1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金の事業評価の在り方
- (2) 全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターが今後果たすべき役割
- (3) クリーニング師研修等事業の在り方
- (4) 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方
- (5) 予算、税制及び融資制度を通じた生活衛生関係営業の振興方策の在り方
- (6) その他

4 その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。

※傍線部が改正箇所